

令和6年1月1日

(株)内田工務店 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年1月1日～令和8年12月31日までの3年間

2. 内容

(目標1)

令和7年12月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和6年1月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和6年9月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和6年10月～ 有給休暇取得の予定表掲示や、取得日数及び残数の周知の取り組みの開始

(目標2)

令和6年12月までに、子の育児にかかる休暇等の拡充を計る。

(子の対象年齢の拡大、中抜けで取得できる制度など)

<対策>

- 令和6年1月～ 現状について実態を把握・検討開始
- 令和6年10月～ 制度の導入、社員への周知